

貨物概要

自動車製造会社名のロゴを型押ししたプラスチック（ABS）製の標章（表面をクロムめっきしたもの）

用途：自動車のフロントグリルに取付けて使用する

分類

関税率表第 3926.90 号 - 2（統計番号 3926.90-029）のその他のプラスチック製品

分類理由

関税率表第 17 部において、「部分品」及び「部分品及び附属品」には含まない物品として、「第 15 部の注 2 の卑金属製のはん用性の部分品及びプラスチック製のこれに類する物品」が規定されています（部注 2（b））。

本品は、第 83.10 項の「数字、文字その他の標章」に類似するプラスチック製品であり、「第 15 部の注 2 の卑金属製のはん用性の部分品」に類似するプラスチック製品と認められることから、自動車用の「部分品及び附属品」（第 87.08 項）には分類されません。

また、本品は印刷物ではないので、第 7 部注 2 により、第 49 類に分類されるものではありません。

したがって、他の項に該当しないその他のプラスチック製品として分類されます。

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）